



訪問介護でできること・できないこと ～生活援助編～

日ごろから、介護保険事業の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

長寿介護課には日々、ケアマネジャーや訪問介護事業所等の方から様々な問い合わせがあります。今回は、中でも訪問介護の利用について、問い合わせの多かった質問とそれに対する回答を紹介します。

なお、回答内容は、個別の問い合わせに対する茨木市の見解を紹介したものであり、すべてのケースが当てはまるものではありません。また法令改正等があれば、それに従って対応が変更になる場合があります。訪問介護で対応できる具体的な範囲は、個々の利用者の状況等に応じて異なりますので、判断に迷う場合は長寿介護課までご相談ください。

●訪問介護 生活援助編

介護保険制度における訪問介護は、ヘルパーが利用者の自宅を訪問して「日常生活を送るために必要な援助」をすることで、利用者本人の「自立した日常生活」を支援するサービスです。

なお、ヘルパーが生活援助を行えるのは、利用者が一人暮らし、または利用者の家族等が障害やその他やむを得ない事情によって家事が困難な場合です。

介護保険制度でヘルパーができること、できないことを確認しましょう。

<訪問介護でできないことの例>

●本人以外への援助となる行為

利用者以外の家族分の買い物や調理、洗濯等の援助、同居の方がいる場合の共有部分（浴室・トイレなど）の清掃もできません。

●最低限の日常生活に必要な買い物

酒やたばこなど嗜好品の買い出し、お中元の購入など、日常生活を送るのに支障がない買い物支援はできません。

●日常生活の援助に該当しない行為

特別行事の調理（おせち料理など）や引っ越し準備、大きな荷物の移動、庭木の手入れや年末の大掃除、換気扇の掃除など日常的な家事の範囲を超える行為はできません。

●問い合わせと回答

問1 散髪の付き添いはできますか？

（答）茨木市では算定対象外となります。
市の高齢者訪問理美容サービスやデイサービスでの散髪などをご検討ください。

問2 仏壇の花やしきみは買えますか？

（答）買えません。
最低限の日常生活に必要な買い物以外は認められません。



問3 買い物で数か所をはしごすることはできますか？

(答) 原則、1か所での買い物をお願いします。

日常生活上必要な物が揃わない場合は他のお店を回っても構いませんが、「こののが美味しいから」「これが好きだから」等の好みによる物は嗜好品とみなされるため、適切ではありません。

問4 電子マネーにチャージをして買い物をしていいですか？

(答) 禁止するものではありませんが取り扱いには注意が必要です。

チャージは本人、家族がするのが望ましいですが、難しい場合はチャージする金額や電子マネーに入っている金額を確認し、本人、家族と食い違うことのないようしっかりすり合わせをしてください。

問5 ポイントカードに貯まったポイントをお金に換金できますか？

(答) できません。

銀行での出金と同じ取り扱いの考えとなります。



問6 夫婦按分の支援で、夫（または妻の一方）が出掛けてしまった時に掃除をすることはできますか？

(答) 訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認や健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、不在の場合は援助できません。

例えば、夫が出掛けている場合は、振り替えができないか検討し、難しい場合は妻の使用する部分のみ可能です（共有部分ではありません）。

※買い物、調理も同様の考え方です。判断に困る場合は長寿介護課までお問い合わせください。

(夫婦按分の支援については「[テキセイカだより vol.11](#)」もあわせてご確認ください。)



問7 平日は一人で生活し、週末に娘が世話をしに帰ってくる（帰ってこられないときもある）場合、浴室、トイレ等の共有部分の掃除はできますか？

(答) 原則、家族の支援が優先されますが、訪問や帰宅が不定期であり、浴室やトイレの清潔が保てない場合は可能と考えます。

問8 息子と同居しているが、利用者の失禁や食べこぼしでトイレ、ダイニングを著しく汚してしまうためヘルパーが掃除してよいですか？

(答) できます。

原則共有部分の掃除は認められませんが、利用者が著しく汚してしまう場合のみヘルパーでの対応が可能です。



ヘルパーさんは家政婦ではありません。本人のできることまでしてしまわないよう、「できること」「できないこと」を確認し、利用者の「自立した日常生活」を支えていきましょう。